

# 高齢ドライバーの皆さんへ

運転免許自主返納啓発ポスター

運転に不安を感じたら

運転免許の自主返納をお考えください



都内居住で、運転免許を自主返納した日から5年以内の方や運転免許の有効期間が過ぎてから5年以内の方は、「運転経歴証明書※」が申請できます。

その「運転経歴証明書」の提示により、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店で、様々な特典を受けることができます。

※「運転経歴証明書」は、身分証明書として一部対応していない機関もあります。

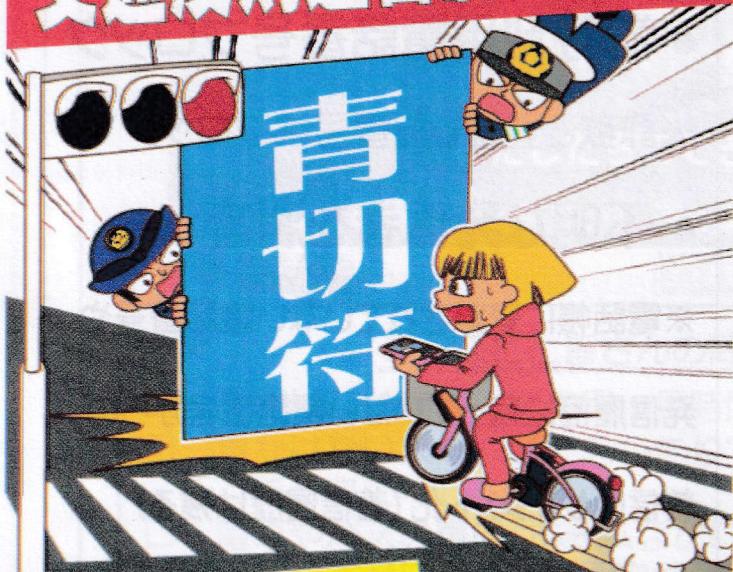


運転経歴証明書

- 原則65歳以上の方が対象です。
- 特典は、予告なく変更又は中止する場合がありますので、特典を受けられる場合は、各店舗、事業所等に事前にお問合せください。

詳しくは「警視庁 自主返納」で検索してください。

自転車も 2026年4月1日  
交通反則通告制度開始



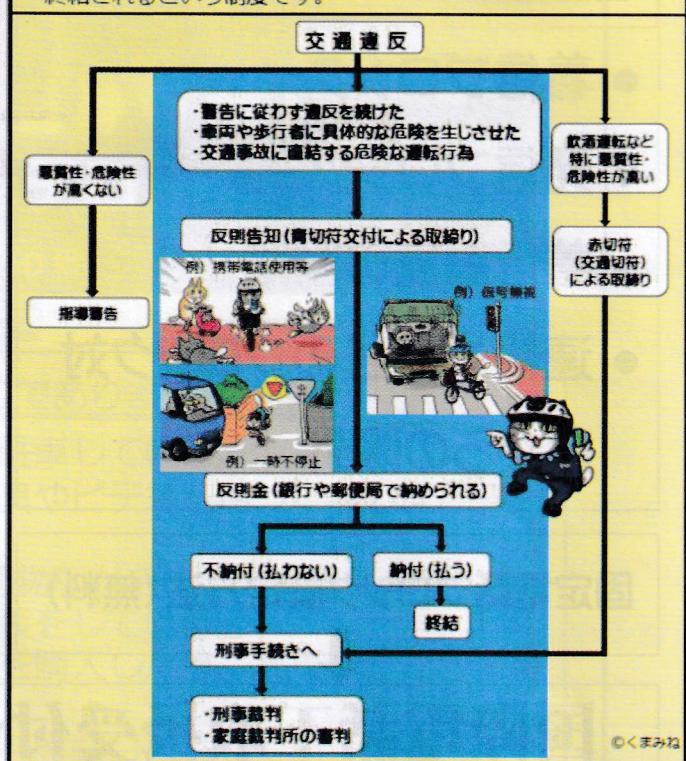
自転車NEWS  
スタートアップ編

警視庁交通部

※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

## 交通反則通告制度とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度です。



詳しくはウェブで!!

